

アートミーツケア学会役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、アートミーツケア学会会則(以下「会則」という。)第5条第3項の規定に基づき、役員
の選出について必要な事項を定めるものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 会則第4条第1号の個人会員は、役員選挙権及び被選挙権を有する。

2 2022年12月3日の改正前の会則による会長及び常務理事の職にあった者及び選挙管理委員は、被選挙権をもたない。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙事務は、選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員は、3名とし、役員を除く個人会員の中から代表が委嘱する。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。

4 本委員会は、全ての選挙事務手続きが完了したのち解散する

(有権者名簿)

第4条 選挙管理委員会は、選挙権を有する者の名簿及び被選挙権を有する者の名簿を作成する。

2 前項の名簿は、投票期限の3か月前の時点で確定するものとする。

(投票手続の告知)

第5条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年度の総会の6週間前までに選挙人名簿及び被選挙権人名簿を個人会員に開示し、投票手続について告知しなければならない。

(直接選挙)

第6条 理事のうち10名は、選挙権を有する者の直接選挙によって選出する。

2 投票は、無記名10名連記制とし、原則として電子的手段によって行う。ただし、電子的手段による投票が不可能な場合は、選挙管理委員会にその旨を申し出て、郵送で投票することができる。

3 投票の期限は、選挙が行われる年度の総会の8日前までに設定するものとする。

(抽選)

第7条 得票数が同じ者があるため、10名を超える場合は、選挙管理委員会が行う抽選によって当選者を決定する。

(開票結果の公表)

第8条 選挙管理委員会は、開票結果を会員に公表しなければならない。

(総会への報告及び承認)

第9条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年度の総会において、開票結果を報告し、承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2022年12月3日から施行する。

2 2023年度の理事10名を選出する選挙における選挙管理委員は、副会長が委嘱する。

3 2023年度の理事10名を選出する選挙は、第6条第3項の規定にかかわらず、2023年1月末日までに実施する。

4 2023年度の理事10名を選出する選挙の開票結果については、2023年3月31日までに会員に報告するものとする。